

国の定める 足場等に関する安全対策

～墜落事故防止対策の概要～

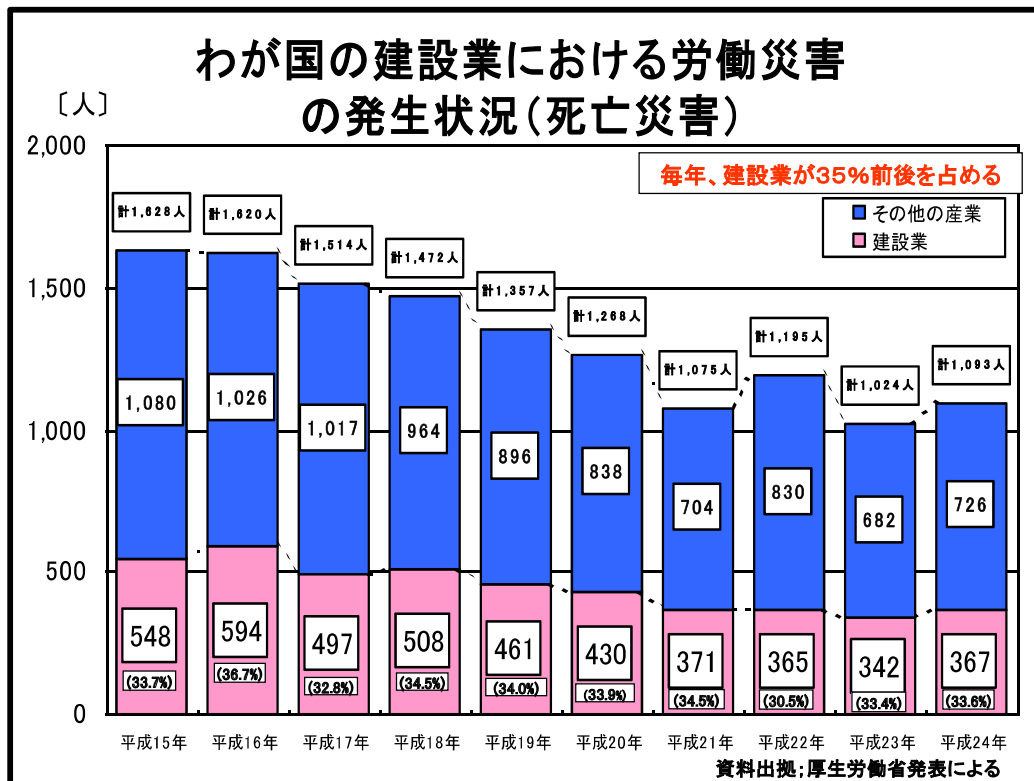
◎厚生労働省：労働安全衛生規則

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

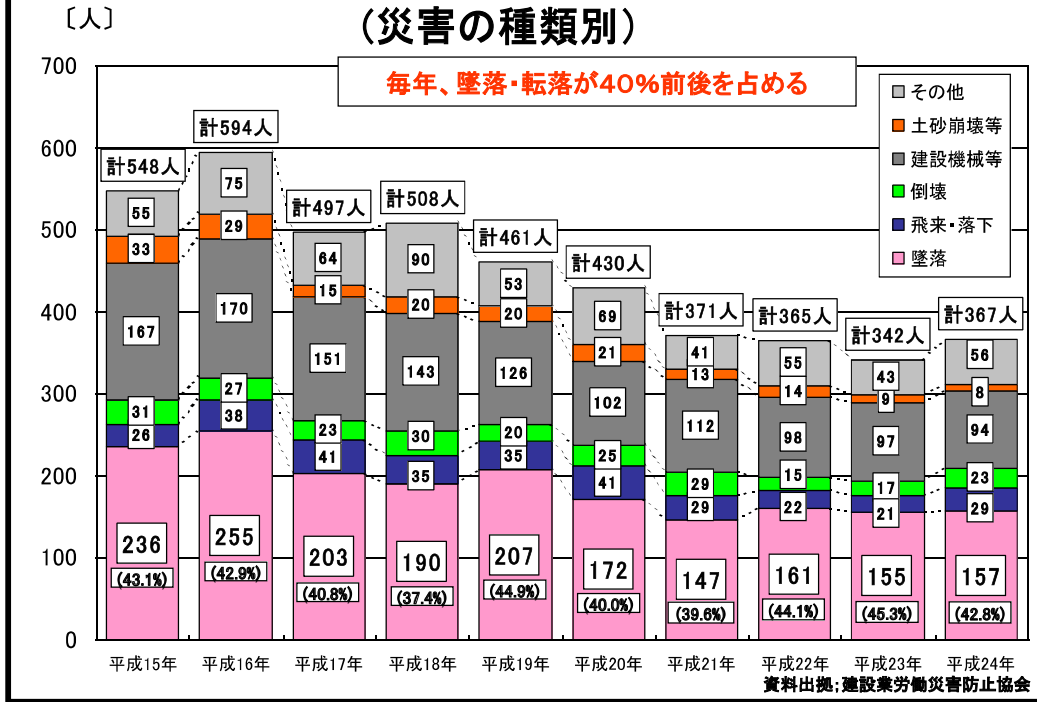
「より安全な措置」

- ・手すり先行工法による二段手すり及び幅木の設置
- ・有資格者によるチェックリストに基づく点検

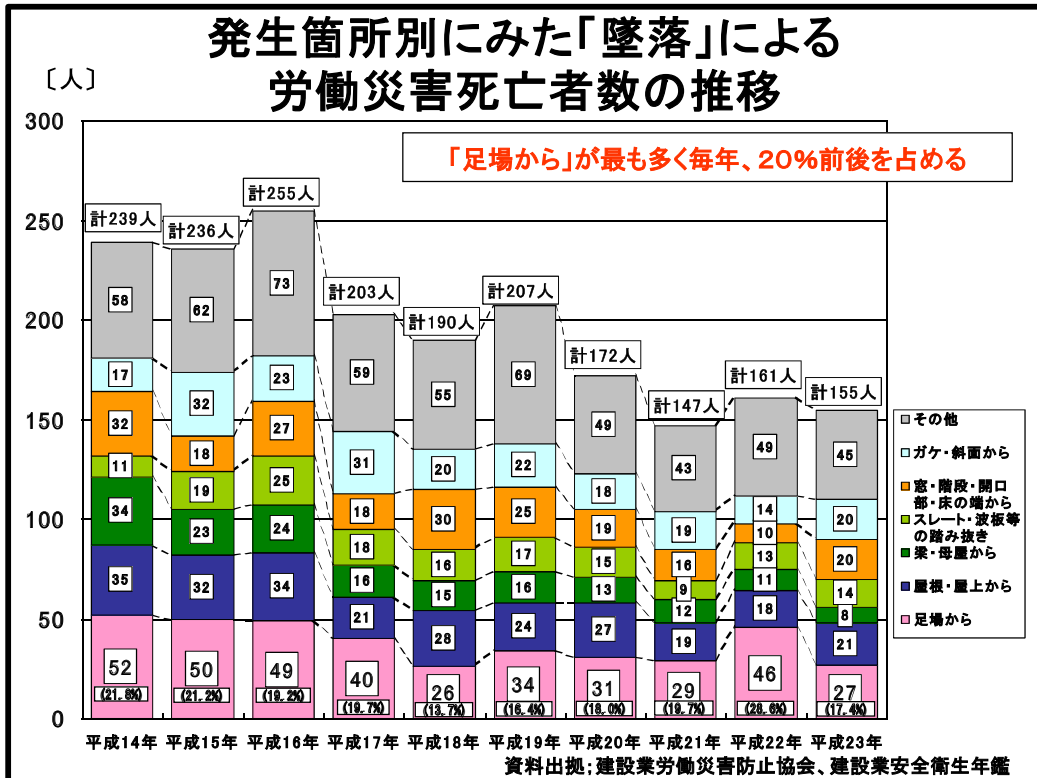
◎国土交通省：工事共通仕様書等



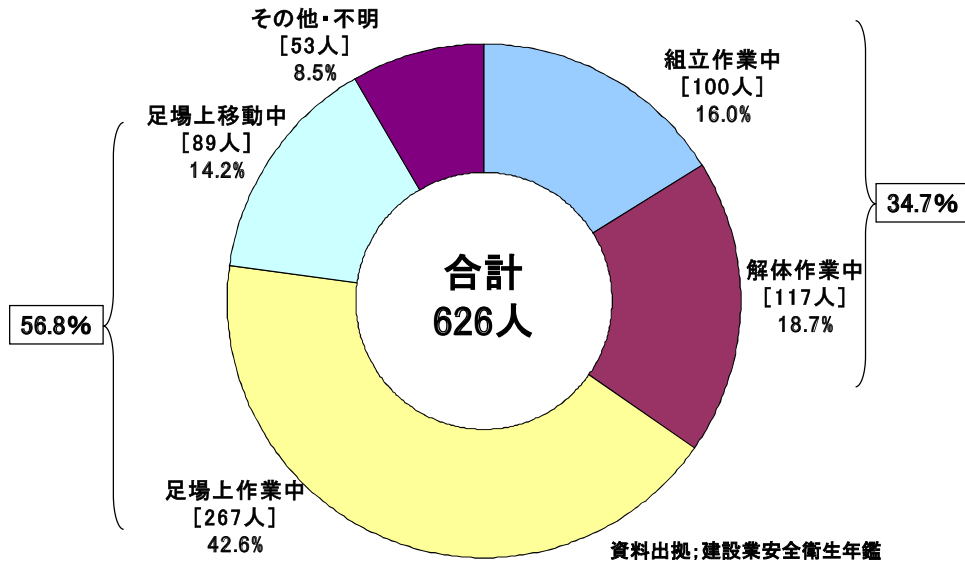
建設業における労働災害死亡者数の推移 (災害の種類別)



発生箇所別にみた「墜落」による 労働災害死亡者数の推移



「足場からの墜落」による死亡者の被災時の行動(平成10年～23年)



国が安全対策を定める主なもの

☆厚生労働省

- 労働安全衛生法
- 労働安全衛生規則
- 労働基準局長通達
- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
- 「手すり先行工法等に関するガイドライン」等の指針
など

国の定めた安全の最低基準

☆国土交通省等(発注者)

- 土木工事共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書
- 公共住宅建築工事共通仕様書
- 設計図書(特記仕様書等)
- 土木工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
など

発注条件(契約事項)

§ 1. 足場等に関するハード面の対策の概要

I. 労働安全衛生規則

※足場の種類に応じた墜落防止措置を新たに定め義務化した。
※足場等からの物の落下防止措置として「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置を新たに定め義務化した。

II. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

(平成24年2月9日 基安発第0209第1号)

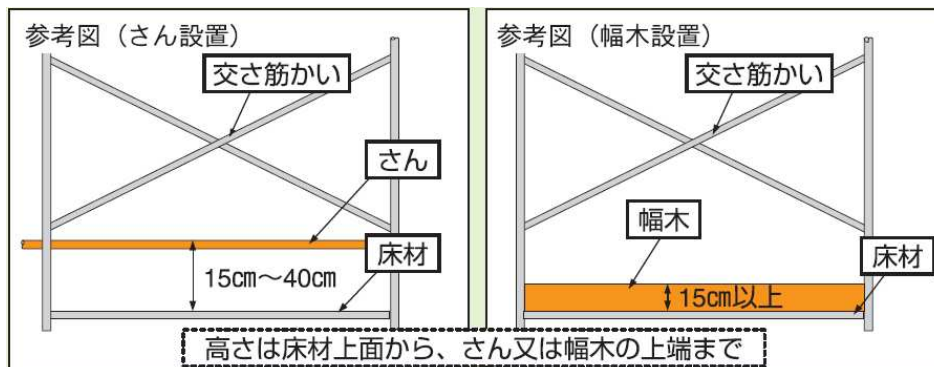
※足場等からの墜落防止措置として改正後の安衛則に加え、「手すり先行工法」などの「より安全な措置」の徹底を図る。

I. 労働安全衛生規則

1. 『墜落防止関係』

わく組足場(省令改正) ①又は②の設置(妻面に係る部分を除く)を義務づけた。(第563条)

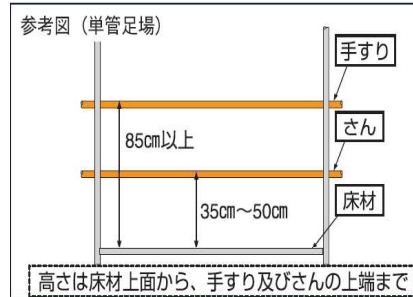
①交さ筋かいにさん(高さ15cm～40cmの位置)若しくは幅木(高さ15cm以上)又は同等以上の機能を有する設備を設置する。



わく組足場以外の足場

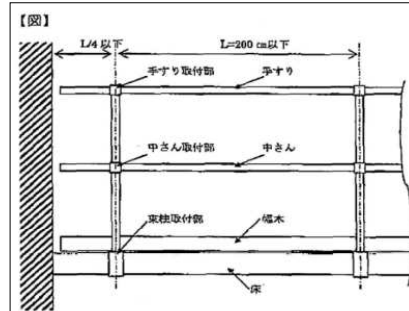
(単管足場・くさび緊結式足場・つり足場等)

手すり(高さ85cm以上)又は同等以上の機能を有する設備及び**さん**(**中さん**)(高さ35cm~50cmの位置)等を設置する。(第563条)



なお、「高さ10cm以上の幅木と併設した、幅木の上端から中さんの上端までの距離が50cm以下となるような**中さん**」は、高さ35cm以上50cm以下の**さん**(**中さん**)と「同等以上の機能を有する設備」に該当する。

(基安安発第0515001号 平成21年5月15日)



『足場からの墜落事故防止に関する 国土交通省等の取り組みについて』

- 各種仕様書による対策の標準化
- 事故防止重点対策による強化

国土交通省⇒仕様書の足場に関する記述を改訂

『土木工事共通仕様書(平成25年度版)』

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

2-10-23 足場工

受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

『公共建築工事標準仕様書(平成25年度版)』

『公共建築改修工事標準仕様書(平成25年度版)』等

建築工事共通編

第2章 仮設工事

2.2.4 (改修工事2.2.1) 足場工その他

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

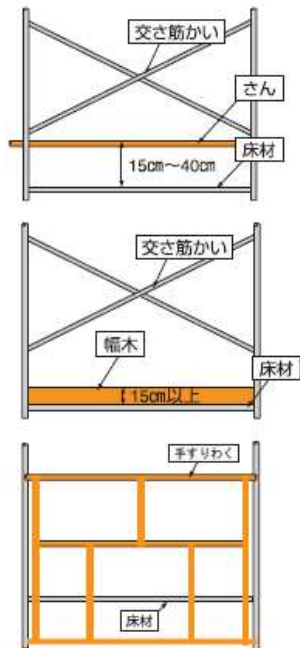
労働安全衛生規則と仕様書等に基づく 足場に関する安全対策の主な相違点

1. 足場からの墜落・転落による災害防止
2. 足場からの飛来・落下物による災害防止

1. 足場からの墜落・転落による災害防止

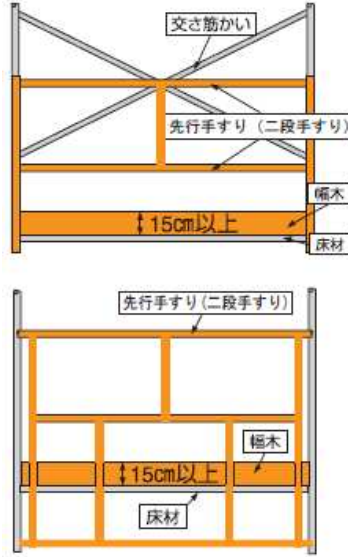
- わく組足場の場合
- わく組足場以外の足場(単管足場、くさび緊結式足場)の場合

• 労働安全衛生規則



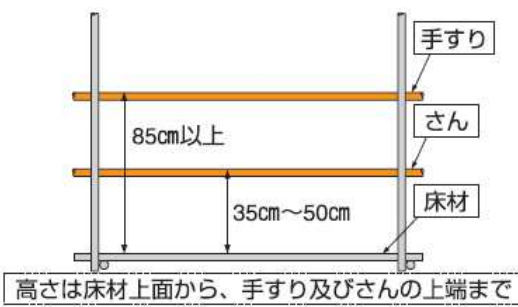
• 国の仕様書等

手すり先行工法による二段手すり及び幅木の設置



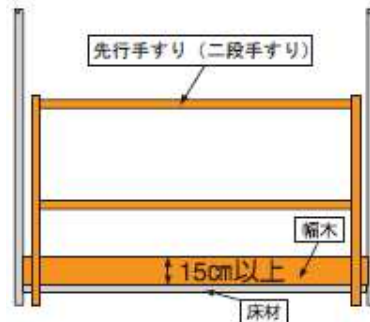
わく組足場の場合(参考図)

• 労働安全衛生規則



• 国の仕様書等

手すり先行工法による二段手すり及び幅木の設置



わく組足場以外の足場の場合(参考図)

【単管足場、くさび緊結式足場など】

2. 足場からの飛来・落下物による災害防止

☆厚生労働省

- ・ 労働者に対する措置(労働安全衛生規則等)

☆国土交通省

- ・ 主として第三者に対する措置(建築基準法等)

建築基準法施行令 第三百三十六条の五(要約)

・ 工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

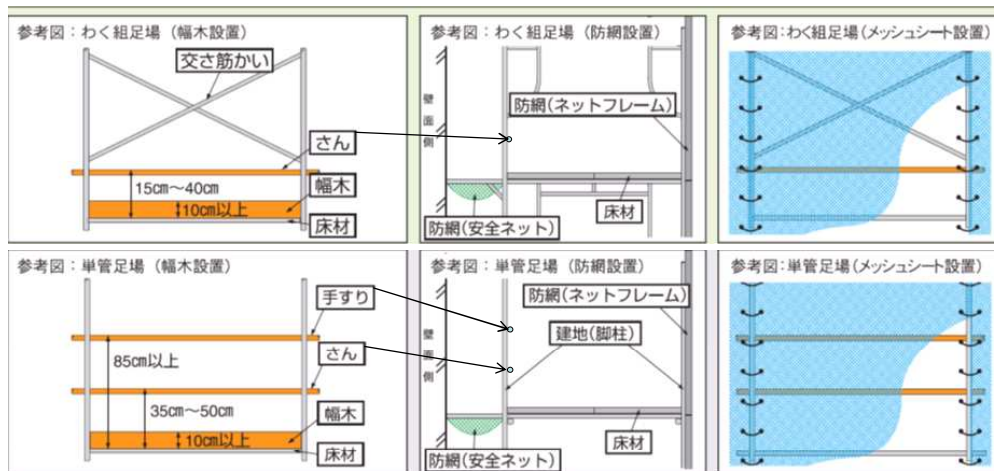
建設工事公衆災害防止対策要綱(要約)

・ 外部足場から、ふ角七五度を超える範囲又は水平距離五メートル以内の範囲に隣家などがある場合には、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。
 ・ 施工者は、落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、ネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

厚生労働省の労働安全衛生規則(労働者を対象とした措置)

幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備を設置する。(第563条)

注) 機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。



設置目的: 作業床からの落下物による労働者の災害防止措置

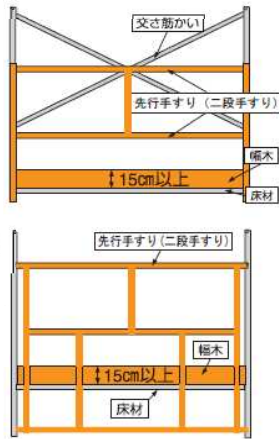
国土交通省の仕様書による発注条件(契約事項)

労働者を対象とした措置

【墜落災害防止対策】

『先行手すり』
+
『幅木』

「先行手すり」と「幅木」は、足場の組立、解体、使用時等の墜落防止措置ならびに物の落下防止措置として設置が義務づけられている。



+

第三者を対象とした措置

【公衆災害防止対策】

現場の立地条件等を考慮し、必要に応じて以下の中から適当なものを設置

- メッシュシート
- 垂直養生ネット
- 防音パネル
- ネットフレーム
- 防護棚(朝顔)

設置目的:労働者に対する措置と第三者に対する措置に分かれている

墜落防止措置の注意事項

1. 手すり及びさん(中さん)の材質
2. 足場の躯体壁側の措置
3. 建地(脚柱)と床材のすき間からの墜落防止措置

注1. 手すり及びさん(中さん)の材質

「わく組足場」又は「わく足場以外の足場」に設置する
手すり及びさん(中さん)等は、棒状の丈夫な部材を
いい、**繊維ロープ等の可撓性^{カトウ}の材料は認められない。**
(平成21年3月11日 基発第0311001号<抜粋>)

注)可撓性とは、曲げたり、たわみを持たせることが出来る性質

注2. 足場の躯体壁側の措置

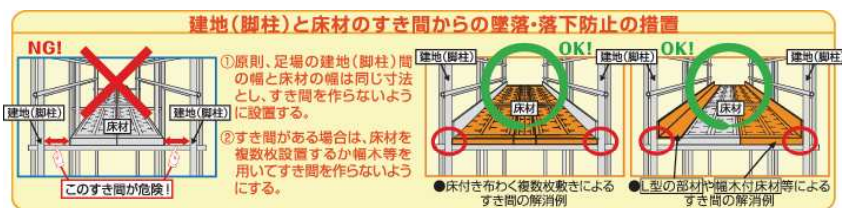
以下の場合などにおいては、足場の躯体側にも

- I. **労働安全衛生規則** 及び
- II. **足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**
に示す同じ措置が必要。

※防網(層間ネット)は、物の落下防止措置の他、作業の都合上
臨時に手すり、中さん、幅木等を外す場合又は、手すり等が設け
られない箇所へ措置するものであり(安全带併用)、**手すり、中さん幅木等に直接、代わるものではありません。**

注3. 建地(脚柱)と床材のすき間からの墜落防止措置 (足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱)

足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置する。



§ 2. 足場等に関するソフト面の対策の概要 【対策を確実なものとするための安全点検】

I. 労働安全衛生規則

- ※足場での作業開始前の日々の点検を義務化した。
- ※足場の組立後、悪天候後等に実施する点検結果の記録、保存を義務化した。

II. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

(平成24年2月9日 基安発0209第1号)

- ※点検者の職氏名を記入できる足場等の種類別点検チェックリストに基づく点検の実施を指導。
- ※足場の組立後、悪天候後等に実施する点検の実施者については、足場等の機材の点検について、十分な知識・経験を有する者を指名するよう指導。
- ※作業開始前の日々の点検の実施者については、職長等当該足場の使用者の責任者から指名するよう指導。